

**第 6 回 庄内南部地区合併協議会
専門小委員会 第三小委員会
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 1 月 2 7 日（火）

場 所：鶴 岡 市 中 央 公 民 館

第 6 回庄内南部地区合併協議会専門小委員会第三小委員会 会議録

○ 日 時 平成 1 6 年 1 月 2 7 日 (火) 午後 1 時 3 0 分 ~

○ 場 所 鶴岡市中央公民館 第 1 研修室

○ 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 相違点の調整について

(2) その他

4 閉 会

○ 出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	櫛引町議会議長	菅原 元	委 員	鶴岡市・識見を有する者	大瀧 常雄
副委員長	羽黒町議会議長	山口 猛	委 員	藤島町・識見を有する者	富樫 達喜
委 員	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員	羽黒町・識見を有する者	呼野 祝二
委 員	朝日村議会議員	井上 時夫	委 員	三川町・識見を有する者	鈴木 正士
委 員	温海町議会議員	富樫 栄一	委 員	朝日村・識見を有する者	渡部 長和

○ 欠席委員 なし

○ 出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
農林水産 部 会	副部会長	鈴木喜一郎	建設部会	部会長	鈴木 勉
	副部会長	佐藤 武		副部会長	鈴木 文雄
	林業分科会長	安達 文一		都市計画・都市整備・建築分科会長	長谷川政敏
	水産分科会長	五十嵐正治		都市計画・都市整備・建築副分科会長	安在 順
	農業委員会分科会長	小林 順五		土木分科会長	工藤 明
	部会員	山本 益生		上下水道分科会長	後藤 光博
	部会員	平藤 久喜		上下水道副分科会長	佐藤 八男
	農政分科会員	鈴木 誠次		部会員	白幡 均

○ 出席事務局職員

役 職 名	氏 名
調査計画主査	土田 宏一
調査計画主査	本間 光夫
調査計画係長	柳生 晃

1 開 会（午後1時30分）

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、ご案内の時刻になりましたので、ただ今から第6回の第三小委員会を開会いたします。

合併協議会事務局の土田でございます。よろしくお願いいたします。

会議次第により進めさせていただきます。

2 あいさつ

○土田宏一事務局調査計画主査 次第の2、ごあいさつを菅原委員長よりお願いいたします。

○菅原 元委員長 こんにちは。大変ご苦勞様でございます。新年に入りまして合併協議会のほうも先日の18日に協議会が開催され、またきょうは専門小委員会ということで委員の皆様には大変ご苦勞様でございます。まずは今年もひとつよろしくお願い申し上げます。

さて、今それぞれの市町村では平成16年度の予算編成に入っているわけですが、その中で地方交付税の減額やあるいは臨財債の大幅な減額など、そういう規模の交付税等の減額が予想される中で、皆さんは大変それぞれの市町村で苦慮しているんだというふうに思っております。そういう中でこの合併協議会のほうもいよいよスピードアップされてきてまして、事務事業の本論に入ってきました。そういうことで7市町村はこれまでそれぞれの市町村独自のもの、あるいは住民サービスということでそれぞれ展開をしてきたわけですが、それらの調整事項があるわけでありまして、そういうことで全体では2,521項目、この第三小委員会におかれましては農林水産で390、そして建設関係では564あるとこの間ご説明を受けました。そういう中で第三小委員会としては、重要事務事業ということで26事務事業の相違点の調整が今後されるものだというふうに思っておりますけれども、後ほど事務局のほうから説明があると思いますけれども、きょうと2月の5日、これらの事業について説明、あるいは皆さんからのご意見をいただきます。そういうことでこれから大変な日程で進むわけですが、ひとつよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつといたします。大変ご苦勞様でした。

○土田宏一事務局調査計画主査 ありがとうございます。

引き続き、菅原委員長さんからは会議を進めていただきます。

なお、本日の会議は概ね4時半ごろまでを予定いたしております。

それでは、菅原委員長さん、よろしくお願いいたします。

3 協 議

（1）相違点の調整について

○菅原 元委員長 それでは、3の協議に入りますけれども、相違点の調整についてを議題といたします。

協議の前に本日配付の資料と会議の進め方につきまして、事務局から説明をしていただきたいと思います。

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、事務局より協議に使用する資料と相違点の調整の手順についての説明をいたします。

初めに、事務事業の調整協議に使用する資料の確認と説明をいたします。初めに、1月18日の合併協議会で配付しました相違点の調整についてです。A4判の横のものになります。それから、1月22日に皆様のほうに送付をいたしました様式2重要事務事業調整表、A4判横のものでございます。それから、合わせて重要事務事業説明資料というものを送付させていただいております。これにつきましては第一から第三までの全部の小委員会分を委員の皆様へ送付をさせていただきました。この専門小委員会では第三小委員会のものを使用します。第一と第二につきましては、全体協議会での協議の際に使用するという資料になります。それから、本日配付の資料、事務事業調整一覧表がございます。これら四つの資料で事務事業の調整を行います。もう一つA3判のものに小さな紙がついたものが机のほうに配付になっているかと思いますが、こちらにつきましては第一小委員会の説明資料の追加分ということでございますので、後ほどお持ちのほう、もしくはきょう持ってこなかったかもしれませんが、第一小委員会の説明資料のほうに追加をお願いいたします。

それでは、事務事業調整の関係でご説明申し上げます。相違点の調整ということで1月18日に説明をいたしましたが、こちらのほうでは行政現況調査の経過と概要、調整案検討の基本的な考え方、調整協議の進め方、日程等をまとめたものです。基本的にはこの資料により専門小委員会での事務事業調整を進めることとなります。

次に、様式1の一覧表でございますが、この資料につきましては一昨年の12月より八つの部会、25の分科会において構成市町村での各種事務事業を調査し、相違点の確認と調整案の検討結果をまとめたものです。現段階で2,521項目の事務事業数となっております。なお、1月18日の合併協議会で説明をいたしましたが、公社、第三セクター、一部事務組合、事務組織機構、職員の取扱い、農業委員の定数、財産等の取扱いについては、とりまとめ中ということで未掲載もしくは調整内容、調整時期の欄が空欄となっております。

次に、送付をいたしました様式2と説明資料ですが、この資料は2,521項目の中から事務局で相違点の調整の9ページのほうに記載をいたしております。大変申しわけございません、9ページのほうをお開き願いたいと思います。重要課題がアからウまで三つの項目がございます。先進の例で協定項目を構成している事務事業、相違点が大きく慎重な調整が必要なもの、それから住民生活に大きなかわりのある事務事業、こういった観点から選定いたしました重要事務事業163項目の調整表と関連の資料です。この第三小委員会では農林水産部会の10事務事業、建設部会の16事務事業を重要事務事業として協議していただく予定といたしております。

次に、重要事務事業の調整の手順について説明をいたします。初めに部会、分科会ごと重要事務事業について、重要事務事業調整表及び重要事務事業説明資料により調整案の内容を一通り説明いたします。本日は農林水産部会の10事務事業、建設部会の11事務事業を、次回の2月5日は建設部会の5事務事業を説明する予定といたしております。この説明を受けまして委員の皆様から部会、分科会単位、重要事務事業ごとに十分な協議をお願いいたします。協議の進行と合わせ、協議の経過、意見等をその都度重要事務事業協議状況報告書としてまとめ、この専門小委員会での確認を受けた後、最終的には3月7日開催の法定協議会に報告し、その都度全体的な協議を行

うことといたしております。なお、事務局で選定をいたしました第三小委員会の２６の重要事務事業以外の所管事務事業について、委員の皆様から調整内容の説明及び重要事務事業としての協議の必要があるというご意見があった場合は、部会長、分科会長及び協議会事務局に説明及び資料の提出を指示してくださるようお願いいたします。その場で概要につきましては説明をいたし、次回以降に關係資料を提出するようにいたします。

最後に、会議の開催日程ですが、１月１８日の会議資料にもありますように、きょうの会議を含め３月７日まで５回の専門小委員会を予定いたしております。

以上調整協議の進め方としてお願いをいたします。協議の進行により様々な状況が出るかと思われますが、委員長さんを中心といたしまして委員の皆様のご協力をお願いいたします。

以上で協議に使用する資料の確認と事務事業調整の手順についての説明を終わります。

それでは、菅原委員長さん、よろしくお願いいたします。

○菅原 元委員長 それでは、ただ今事務局から説明がありましたけれども、配付の資料と相違点の調整についての協議の進め方について委員の皆さんからご質問等があればいただきたいと思います。特にありませんか。

それでは、特にないようですので、協議に入ります。

初めに、農林水産部会の農政分科会から説明をお願いします。

○鈴木喜一郎農林水産部会副部長 ご苦労様でございます。農政分科会を担当いたしております鈴木でございます。ただ今も資料説明がございましたように、これからの説明につきましては、様式２の重要事業調整表、このＡ４の資料とそれからＡ３の資料、この二つでご提案申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

農政分科会といたしましては、当初集めたときに非常に事務事業の数が多いのに驚きました。そういうことで農政分科会の分科会員の皆さん方は役職も持っておられましたので、なかなか集まるのが難しい、そういう判断をいたしまして、さらには細かいところまで検討しなければならないということもつけ加わりまして、作業班会議を設置いたしました。この作業班会議の中でまず最初に調整の前段の仕事をしていただきまして、その後に分科会を開きながら意見調整を行ってきたところでございます。そういうことで先ほど委員長さんからも３９０というふうに申されたところでございますが、農政分科会としては２０７でございまして、合併まで調整をする項目は５２、それから３年以内に調整を図っていこうということで検討したのが８４、それから５年以内が６、合わせて９０、従来どおり行っていこうということでまとめられたのが６５の合計２０７でございます。きょう提案をいたします重要事業というのが、この様式２の最初のページに出ております農政にかかわる内容の５事業項目でございます。この中で上のほうの２００３から５３０５まで、水田農業構造改革に関することからグリーンツーリズムのことまでにつきましては私から提案をいたしますし、９００１、それから９３０１、市町村単独の土地改良事業、それから災害復旧にかかわる単独事業、これらについては鶴岡市の農山漁村整備課の山本課長のほうからご説明を申し上げますので、このことについてもご了解を賜りたいと思います。なお、林業、水産に

つきましては、前回同様に各分科会長のほうからご提案を申し上げます。

それでは、様式２の１ページをご覧になっていただきたいと思います。小さいほうの資料です。この３点でございまして、水田農業構造改革対策配分事務という内容になるわけでございますけども、これは長い戒名になってございますが、従来までの生産調整、これからは米改革にかかわる生産調整の事務に関する内容でございます。農業者にとっては最も重要な内容でもございますし、経営の主たるところにもメスが当たってまいりますので、このことについては分科会でもいろいろと議論をいたしましたけれども、やはり難しい点があるということでご意見、ご協議をお願いしたいということでございます。その内容といたしましては、後でも詳しく申し上げますが、転作の配分率に地域差があるという内容でございます。転作という言葉を使いましたけれども、これからはネガという面積配分からポジという数量配分になっておりますので、いや関係ないかなというふうに思われがちでございます。例えば１６年産の目標数量の配分の要因は四つございまして、まず一つは産米の生産量、需要量というふうにも言われてございます。それから一等米比率、単位生産当たりの収量、それから四つ目には非常に話題を多くいたしました大規模経営者が行っている耕作面積の比率、こういう四つの要因で配分が計算されてくるわけございまして、今までとは若干違うかなというふうには思われますけども、県から報告を受けた内容を計算いたしますと似通ったものがあるようでございます。

それから、もう一つは独自カウントという内容のものでございます。この独自カウントというのは三つの要因がございまして、これも後で申し上げるところでございますが、大枠で申し上げれば、当初なかなか転作という言葉の中ではその導入には温度差がございましたし、名前も変わって現在の生産調整の内容になっているわけでございますが、それらを誘導あるいは指導、推進していくということで各市町村でいろんな施策を保持してきたこと、それが県なり国なりで会計検査を経ても認められる内容の範囲の中で独自の案がつくられてございます。この案を今後どういうふうに調整をしていくか、そういうことが出てまいります。

それから、もう１点はまだ決定事項ではございませんけども、これまでの県の説明の中で１７年に合併なればどのようにその合併市町村、新市に下ろしてよこすか、つまり配分数量を下ろすか、こういうところでの質問も、再三再四県のほうに要望して回答を求めてまいりました。９月ころまではさっぱりわからん、１２月になって何とか出てきたのが新市に配分をする方向でいますと、こういう内容でございます。そうしますと新市に來ますので、７市町村どのように分けていくか、あるいは新市一本でやるかどうか、このところが大きなポイントとなっているのではないかと、そういうことでございます。

調整内容といたしましては、上のほうの転作配分率あるいはカウントも若干文言は違いますけども、内容的には同じになってまいりますけども、これまでの経過を尊重していかなければならない。これは事務事業調整についても大きな変化を求めない、あるいはサービス低下、いろんな文言が出ているところがございますので、この尊重という内容とそれから配分の根拠、こういうもの等を考慮いたしますと最終的には第三者機関的組織の意見を踏まえて決定をする、こういう内容になってございます。ですから、この委員会でのご検討も願い、決定という言葉を得るには第三者機関的組織の意見を踏まえてということにまとめたところでございます。このことは皆さん方の町村

の中でも第三者的機関というのは出てきていないというふうに思われます。米政策改革基本要綱によりますと、国、それから県、各市町村、ここに第三者的機関をつくって、そして米の需給状況を把握しながら、検討しながらいろんな農業ビジョンを、水田ビジョンを考えよう、そういう組織でございます。うちのほうの7市町村の中では、この第三者的機関はまだ設置がなされてございません。ただしこの設置されていないというのはまだつぶさに聞いてはございませんけれども、この要綱の中では地域の水田農業推進協議会、これが行ってもいいですという最後の文言がございますので、この協議会はかなり各市町村で今けんけんごうごうご検討がなされているところでございますので、最終的にはそちらのほうになるだろうと、そういう想定がされますけれども、いずれこの点については2農協との兼ね合いも非常に大きいわけでございますので、十分これから私方も事務局として検討して、皆さん方に提案をしながら進めさせていただきたい、こういう内容で、しからば調整の期間をどのくらい持つか、そういうことでございますけれども、5年以内に一つの方向をまとめてきちとしたものを持つべきであろう。16年から18年までがワンスパン、その後22年までがワンスパンになっているわけでございますが、本当は3年間でけりがつけられればいいわけでございますが、なかなかそうはいかないだろうということで5年というところに設定をしたところでございます。

今申し上げた内容は太枠でございますから、細部についてこのA3判の大きい資料で申し上げたいというふうに思います。このA3判の説明資料と書いてある資料の1ページでございます。これは15年度の転作の内容をまとめたものでございますので、16年産のものとは若干違います。ここのところはお承知おき願いたいと思います。合併いたしますと新市は1万7,839ヘクタールになってまいります。そのうち15年度に県のほうから配分された転作の目標面積が5,530ヘクタールでございました。その転作率は31%ということになってまいります。そこで転作率を各市町村別にご覧願いたいと思います。一番高いのが温海町の転作率36%でございます。少ないのが藤島町の27.7%でございます。つまりこの状況を見ても、中山間を抱えている市町村が転作率が高く、平坦地のほうがどちらかというと転作率が低い、こういう内容がこれまで出ておったところでございます。こういうふうに転作率が変わっている状況で、今度新市の名前で入ってくるわけでございますから、これを一本で計算をしていくか、あるいはこれまでの経過も踏まえて5年間の中で調整するか、私方では調整ということで提案をしているわけでございますけれども、そのこのところの内容がこの資料の中に書いてございます。

それから、カウントということで申し上げたわけでございますけれども、定着カウント、独自カウント、かい廃カウント、この三つがカウントとして存在をいたしてございます。定着カウントというのは、これは当初はよく杉を植えたとかいろんなことをやってきたわけですし、いやいやそんなことよりも庄内柿を植えていこう、こういうことやこれだけの大豆とか野菜というようなことは出てこなかったわけでございますから、取りあえずということでの内容で入っております。果樹や植林で当初から転作した圃場でございますけれども、現在は助成金の対象とはなってございません。しかしながら、水田の台帳面積には載っているところでございますので、これは転作ということの実績の中に入っております。このカウントをどうするかという内容からしますと、若干の差はございます。羽黒町さんなど差がございまして、概ね鶴岡市が

ら温海町まで同じような内容になってございます。農業者の転作面積として確認をしているという内容でございます。

次の独自カウントです。これが最もその市町村の特徴が出ているところでございまして、これは独自の施策、あるいは誘導ということでカウントされてきたわけでございますけれども、転作分を個人配分しないで農業者全員で負担をする考え方というのが、このところまでは同じようになっています。鶴岡市で申し上げますと、生産調整の初期に行われた転作圃場ですが、これは水田の台帳面積からも除外されている面積でございます。除外されている面積を転作の面積に押さえるわけでございますので、ちょっとおかしいなというふうになってまいりますけれども、これは要綱からすれば認められた内容でございますので、転作の対象にならなかった圃場からのカウントということになるわけでございますけれども、30%だけは農業者全員でその負担をしていく、ですからプラス要因になってまいります。藤島町さんの場合には15年度に限ってでございますけれども、酒米の作付面積にこれをカウントとして使用いたしているところでもございます。それから、羽黒町さんの場合には最も今流になってございまして、認定農業者が農用地利用集積で農地を購入した場合、そのカウントにこのことが使用されてございます。その期間は10年間という内容でございます。櫛引町さんの場合には、その負担をしていくというところは鶴岡市と同じでございしますが、鶴岡は30ということにしておりますが、これが50%でございます。それから、それらの実施をする期間でございすけれども、これは5年間というところで羽黒さんの10年よりやや短くなってございます。なお、朝日村、三川町、温海町については今のところまだ入ってございせん。こういうような若干の差が、あるいは今後考えていった場合、そういう施策を組んでいくのかどうか、こういうのも考えの中に入らなければならないかと思いますが、そういうカウントがあるということです。

次に、かい廃カウントでございます。これはもともと水田の農地転用等によって発生する面積でございすので、この面積についてはほぼ鶴岡市と同じようでございますけれども、目標面積をあらかじめ減じて転作率を設定しているということで、農業者全員でその低減を図っているというのが現況でございます。朝日村さんの場合にはかい廃面積が少ないということで、全員ではなくて個人になっているという内容でございす。

このようなことがございまして、要点としては旧行政でやっていくか、あるいは新市でやっていくか、こういう論議とそれからカウントなどのことについてどう扱うかということになってまいります。

次に、また小さいほうに移っていただきたいと思ひます。様式2です。1ページの産直施設支援業務についてでございます。この産直施設については、実はこの場でも榎本委員さんのほうから十分検討すべきでありますと、こういうご提案をいただいておりますし、私どももいろいろと内容を見てまいりますと相当の差が出ている、あるいは今後の経営の中でどう扱っていくかということも出てまいりますので、これを取り上げたところでございます。町村によっては行政が施設を所有している、それから維持管理費についても考慮しているということでございまして、その調整内容につきましては独自運営をすることを進めてまいりたいという内容でございす。行政で所有の施設については賃貸をする方向で検討していったらどうであろうか。これも施設の会員からしますと大変なことになるのかなというふうには思ひますが、やりよう

によっては十分これまでの経過もあるわけですから、その蓄積等々もあるというふうに見込まれれば調整の中に入るだろう、こういうことでこれも5年ということにいたしてございます。ただし後で申し上げますけども、朝日村さんでは来年から開店でございます。定率法でいきますと始めて5年から7年、ここが一番苦しいところでございますから、そういう点では特別な配慮が必要ではないだろうかというふうに、これは個人的な意見でございまして、分科会ではそこまで突っ込んだものは持っていないけれども、思っているところでもございます。

A3の資料を見ていただきたいと思います。この中で事業主体の項目を見てみますと、市とか町とかとずっとなっていてございますが、この事業主体の捉え方を申し上げたいと思います。これは当初施設を求めるときに補助事業の申請をした事業主体ではなくて、あくまでも上に出ている事務事業名、これの事業主体名であると、そういうふうにご理解いただきたいと思います。と申しますのは、鶴岡市の場合には事業主体が鶴岡市農協で行っていますので違うわけですから、これはあくまでも上のほうの事務事業名から見た事業主体名であるということでご理解を賜りたいというふうに思います。施設の所有者でございますけども、鶴岡市の場合には農協でございます。それから、藤島町の場合には町で、普通財産になってございます。それから、羽黒町にはございませんけども、小さいながらもございまして、ただ上のほうの事務事業名に載っている予算項目はないということで、ご理解いただきたいと思います。実際には個人施設が1、法人が1、JAたがわが1ということであるとお聞きをいたしてございます。それから、櫛引町の場合も町で行政財産、三川町も同じでございます。今建設中の朝日村につきましては、村で普通財産になってまいります。温海町は行政財産という内容でございます。

次に、独立した経営を行っていただこうと、こういうことで独自運営という物差しを出していますので、しからば現在決算、予算がどのようになっているのか、こういうところを若干申し上げさせていただきたいと思います。鶴岡市の場合、13年度決算で188万1,000円が支出されてございます。櫛引町が129万、三川町では22万4,000円、それから温海町が174万4,000円でございます。櫛引町と温海町につきましては、若干使い道あるいは支出項目が出てございますのでわかりやすいんでございますけども、鶴岡市の場合にはそのところが明確になってございませぬので、申し上げさせていただきます。この188万というのは経営構造対策事業の附帯事業で補助事業を受けたものでございまして、ホームページ、それからのぼり旗、パンフレット、研修費補助、こういうものに支出をされました内容で、総じて申し上げますとその組合のソフト事業にかかわる部分でございます。それから、14年度はそういう内容にプラス庄内産直パワーアップ負担金50万等も含まれた内容で、この146万4,000円でございます。温海町さんは事業概要の に施設修繕費等々から出てございますので、ご覧いただきたいと思ひますし、櫛引町さんもその内容が記載されているところとございまして、これらのことがこの事業概要から読み取ることができるものと思ひます。こういうふうには差があるわけでございます。ただ、今流通がどんどん変わろうとしていまして、決して強いとは言えませんが、委託販売から直接販売、あるいは顔の見える販売、そして地域内交流をしながら販売をする、そういうものが非常に活気を見せているのが事実でございます。しかし、一方では大産地をつくっていく、大量生産大量販売の時代は終わったと言ひながら、これだけの

転作面積を持っているわけですから、何らかの形をつくっていかねばならない、ということからしますと、委託販売の市場流通というものも決して見逃すことはできませんけども、地域の中で消費者との交流ということからすれば、活力を得る重要な一つの手法がこの産直施設にあるところだと思いますので、慎重な内容が必要かなというふうに思ったところでもございます。

次に、グリーンツーリズム活動支援事業でございます。ここのところは当初作業班会議の中では、自分のほうでもグリーンツーリズムをやっているという意見が非常に多くございました。しかしながら実際話し合いをしてみますと、グリーンツーリズムにはどうも届かないという、交流のみの内容になっている。例えば、県外の小学校から来ていただいて、そしていろいろと田植えをしたり稲刈りをしたり、あるいは農業に入って研修したりやってもらっている。子供たちですので、お金を持っていないと言うと語弊がございすけども、親との交流が全然つながっていないという実態が見られました。しからばこのグリーンツーリズムをどういう理解をして物差しをつくっていくか、こういうことでございすけども、まず一番手っ取り早いのは販売戦略の一環であろう、それから地域の農業の発信基点になるべきであろう、こういう物差しで見えていきますと、作業班の中では櫛引町さんと三川町さんでございます。櫛引町さんの場合には県単事業の補助事業を受けて、このように活発に行われている内容がございました。というようなことで、グリーンツーリズムは櫛引町と三川町のみであります。そしてこれからの調整といたしましては、櫛引町の協議会の構成員と事業内容を参考としながら、新市全体での内容、計画をつくって出発をしてみたいということで、3年以内にはその方向を見いだそうということでまとめたところでございます。なお、今申し上げた内容がA3の中に櫛引町と三川町のところが出てございますので、後でご覧になっていただきたいと思います。長くなってすみません。

○菅原 元委員長 大変ご苦労様でした。

それでは、次に土地改良事業について説明をお願いします。

○山本益生農林水産部会員 鶴岡市農山漁村整備課の山本と申します。私のほうから土地改良、基盤事業関連の説明を申し上げたいと思います。皆さんのお手元の様式2の041-9001と、それからA3の資料がございすけれども、4ページをお開き願いたいと思います。この二つによってご説明申し上げます。

最初に、041-9001市町村単独土地改良事業補助金業務という内容でございます。これにつきましては、ここに課題ということで鶴岡市、羽黒町、櫛引町、朝日村と、他の藤島、三川、温海については制度がありませんという内容です。調整課題につきましては、対象、それから事業費、補助率がそれぞれの市町村によって異なります。A3判の資料のほうを見ますと、課題の中に対象事業という(2)の項目があるわけですが、これの中身についてもそれぞれの特色がありまして、例えば鶴岡市と櫛引については農道、水路という土地改良事業全般というふうになりますけれども、羽黒町さんについては今ここに書いてある項目に限定をされている。朝日村さんについては集落内の水路まで含むという内容です。この中で(3)にありますけども、事業費についてもそれぞれの市町村が予算の範囲内で金額も限定されますけども、補助率もそれぞれ違ってございます。これを一つの制度と要綱にまとめるということに

については、ここに分科会での協議経過というふうにございますけれども、基本的には鶴岡市の現行制度を基本にということで実はお話を申し上げましたけれども、平野部に対してなかなか個人や地元の管理が中心の中山間地域では、小規模土地改良事業に対する期待感がそれぞれあるという現実と、それから現行制度を低減するということがそれぞれの今までの経過に違いがあるということがありますので、分科会としては5年の経過措置を見ながら、それぞれの農業者の意向も踏まえながら内容を整理していきたいということで5年の経過措置にさせていただきたいということでございます。

それから、次の項目の041-9301の小規模単独災害復旧工事、これにつきましても関係する市町村が鶴岡市、櫛引、朝日の3市町村です。これにつきましても、災害復旧そのものにつきましては当然緊急な措置として対応するわけですが、基本的には補助対象から抜けた部分も当然出てくるというふうに、今現状ではなっております。そうしますと、それぞれのことについてもそれぞれ地域性によって差がありますので、これについても先ほどの補助業務と同じように整理をしていく必要がありますけれども、内容にかなりの差がありまして、これも一元の内容として整理するには課題があると、最後の分科会での協議経過に記載してございますけれども、自然環境、中山間についてはそれぞれ降雨量だとか地形形状が異なりますので、それぞれの中で今すぐすべて統一なものにするということについて課題が残るということで、5年の経過措置で検討させていただくということで調整を図った内容でございます。

以上でございます。

○菅原 元委員長 次に、林業関係をお願いします。

○安達文一林業分科会長 林業関係についてご説明させていただきます。林業分科会長の朝日村の安達と申します。よろしくお願ひしたいと思います。資料等につきましては、様式2の調整表については3ページ、説明資料については5ページからということになります。

それで林業関係につきましては、重要課題として3項目ほど掲げております。その中に015、016あるわけですが、これについては若干関連性を持った説明をさせていただくことになります。

最初の015の住宅等建築資金貸付事業ですが、これはあくまでも朝日村のみが行ってきた事業であるということで、これは住宅の新築、増改築のときの貸付制度ということで今までずっと長年やってきておりまして、この部分が最近非常に景気の低迷とか、あるいはまたいろんな金融機関とのかかわりの中で、制度そのものが利用者が少なくなってきたというような経過もあった状況であります。そういう中でこれからの考え方等について模索をしてきたわけですが、この部分について合併のかかわりの中で、次の016の温海町さんの事業も地産地消、地域産材の活用ということで同じようなねらいの中で進めてきている事業であります。それで中身等については説明資料の5ページが朝日村、6ページが温海町の制度ということで内容を載せております。朝日村の場合は、先ほど申し上げましたとおり貸付事業ということで地域産材を活用して住宅を建築する際に貸し付けをこのような形で行いますということで、新築の場合は100万から250万を貸し付けますというようなことです。貸付利率はここに書いてあるとおりでありまして、森林組合の転貸事業というようなことで森

林組合を通して貸し付けを行っておりまして、期間も１０年間の長期で貸し付けを行っております。最近の状況からすれば、平成１３年以降についてはなかなか借りる人がなくなったというようなことで、この辺の問題もあるという状況であります。それで次の０１６の温海町さんの町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金というように、これもあくまでも地域産材の促進ということと地産地消という大きな目的の中でこの制度が進められてきておりまして、この事業と一体的な形で進めてまいりたいということで今調整をしております。この範囲につきましてもいろいろこれから検討しなければならない状況でありますけれども、現状の中では地元産材という一つの大きな命題の中で、今現在の調整の段階では温海町、朝日村に限定した制度としてまず進めていきたいと思っているわけです。温海町さんも朝日村の場合もまず町村に建築をして、町村の材料を使った場合に補助をしていきたいという考えの中で今進められています。しかしながら、確認の問題とかまだいろいろそういう状況もございます、これからの検討課題もまだ残っている事業ではありますけれども、まず交付対象者につきましても今現在温海町さんでは施主及び町内の製材業者というようなことで実施しているわけでありまして、これからは新市一本化になるというような現状の中で、施主に限定をしてやったらどうかというようなことで今話し合いを進めているところであります。それから金額等についても、まず上限の範囲内で何とか利用できる状況でできればということでの考え方でございます。０１５、０１６についてはまず関連のある事業ということで説明をさせていただきました。

それから、０６４の森林組合指導育成事業につきましては、今現在出羽庄内森林組合と温海町森林組合の二つの森林組合が存在をしているわけですが、これらを一体的な考え方の中で進めていかなければならないというような状況でありまして、その中で特に森林のために出羽庄内森林組合が合併したときから経営基盤安定強化助成金というような形でそれぞれの市町村が支援をしてまいりました。それで１４年度からこの制度を廃止しまして、その１年前ぐらいから鶴岡市さんが実施していました森林管理巡視事業という形の制度に、出羽庄内森林組合の加盟町村がすべてそちらのほうに移行しながら森林組合の支援を含めた形で事業展開を行っておりまして、温海町さんにも同じような制度の中に入っていたいて、同じような中身の管理運営支援というような形で行っていききたいということで今現在調整をしているところです。これにつきましても、温海町さんは１４年度にはこの補助事業を受けながら巡視制度を実施していましたが、１５年度については行っていないというような状況でありまして、合併後については全市同じような対応をしていきたいというようなことであります。

簡単でありますけれども、資料の中での説明については以上ようになっております。よろしくお願いいたします。

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に水産分科会のほうの説明をお願いいたします。

○五十嵐正治水産分科会長 水産分科会、温海町の五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。調整表のほう、様式２につきましては林業に続いての４ページになります。また大きい資料のほうの説明資料につきましては９ページになりますので、そ

ちらのほうも参考にしながらよろしく願いいたします。

番号は043-007、事務事業名は水難救済事業、これについての調整でございます。課題は鶴岡市と温海町に水難救済会があるわけでございますけれども、この報酬額、組織体制、また定数に違いがあるということでの調整を図ってまいりたい。鶴岡市には三つの救難所が加茂、由良、豊浦にありまして、それぞれ所長以下、救助員まで135名の水難救助員が任命されているという体制になっております。また温海町においては温海と鼠ヶ関に救難所を設置し、鶴岡と同じような体制の下にあるわけですが、その上に温海と鼠ヶ関の連携を図るために救難本部、本部長を設置しながら行っているというようなことで、この本部長以下救助員まで130名の水難救助員を任命しているところです。調整につきましては、合併時に2市町の水難救済会を現体制で統合するということと、また報酬額等については新たに決めていきたいという考え方をしているところでありますが、この体制につきましては温海で行っている救難本部というものを位置づけしながら五つの救難所の連携を図っていきたいということで、本部長以下全水難救助員を任命して取り組んでいきたい。このものにつきましては、合併までに整備したいということでの考え方を持っております。

説明資料につきましては9ページでございますが、この9ページの左の上のほうに組織図ということで救難本部の下に五つの救難所の体制をつくっていききたい。人員については現在それぞれの救難所員の人数そのままになるわけですが、本部長1名、副本部長1名、所長につきましては各救難所に1名ずつと、そしてまた副所長も1名ずつ、救助長も1名ずつ、副救助長につきましては現在温海のほうは複数、鶴岡のほうは1名というような形になっておりまして、その下の に書いてあるんですけれども、連絡体制の強化を図っていく観点から複数体制を敷いていきたいという考え方を持っております。この救難本部を設置し、五つのものを持っていくということににつきましては、いろんな救難活動が発生した場合の救難域といいですか、活動域そのものがかなり広域的なものになるというようなことから、それぞれの救難所単位の活動よりも、本部を設置し本部長指揮の下に活動したほうがより活動しやすい、まとまりやすい、そして時間も早いというようなことから、救難所の皆さんともこれまでの話を詰めてきながらこのような体制を考えてみたところであります。また救難所においては、それぞれ緊急時に対して訓練も毎年行っているわけですが、これまでは温海の場合は二つの救難所が合同して訓練を行う、また鶴岡のほうは各救難所ごとに行ってきたというようなこともあるんですけれども、今後はより連携を図るためということで、合同訓練も視野に入れた体制づくりということも話をされているところです。それでこの表の一番下に として、本部長と副本部長を任命するが、副本部長は本部長出身地区外の所長のうちの1名が兼務する。例えば温海町から本部長が出た場合には、副本部長は鶴岡の三つの救難所長のうちの1人が副本部長を兼務するというような考え方を持っているところです。

右の上のほうには報酬ということが書いてありまして、一覧表の下に報酬額についてということで書いてあります。原則として鶴岡市の報酬額に合わせていきたいということで、鶴岡市、温海町それぞれ現在の報酬額の算定があるわけですが、鶴岡市の消防団報酬を基礎に算定していったらいかがでしょうかというようなことで現在協議を進め、この から までの検討をしながら、 につきましては本部長の報酬について鶴岡市の消防団副団長と同額にしながら、以下算式に基づいて設定をしてい

ったらいかがでしょうかということであります。本部長制度につきましては現在温海しかないということで、報酬の一番上の表につきましては温海町の9万9,000円が8万3,200円になるということで、ある一部については下がって、そして救助員については逆に鶴岡市に並べていくとアップするというようなことでの調整をしておるところです。このページの一番下のほうには費用弁償という形でありまして、訓練出勤あるいは救助出勤があった場合の費用弁償のあり方ということについて一本化を図ろうというようなことで、温海町においては現在時間区分で4時間以内、4時間を超えるものとあるわけですが、そういった時間区分を設けない形での費用弁償の算定をしていこうというような考え方をしているところです。この大きい表の次のページにはこういった場合にどのような金額になるのでしょうかということで、現行の訓練等の時間を算定しながらの費用の算出をしているのが次のページにあります。

続きまして、戻りまして調整表のほうの項目番号043-025のことについて説明させていただきます。これは内水面漁業振興事業費補助金にかかわる事柄の調整になります。現在この内水面漁業につきましては、赤川漁業協同組合、それから温海町には山戸漁業協同組合と庄内小国川漁業生産組合というものがありまして、赤川漁業協同組合には鶴岡市と流域5町村から補助金の支出を行っております。温海町の両組合には3万7,500円ずつ支出しているというような状況になっておりますけれども、この調整内容につきましては、補助金については1市として補助金の体制を取りたい。

として内水面関係の漁協全体の調整を図ってまいりたいというようなことが一つ。それから二つ目として、温海町では内水面のふ化放流事業、これを施策展開しているところです。その中で鮎、鮭稚魚のふ化放流に対しての補助というものも現在行っているところでありまして、こういったものも今後の内水面の中間育成の動向を見ながら対応策を検討していきたいということでここに記載してあるとおりでありまして、現在その鮎、鮭の稚魚の中間育成、ふ化放流に対する助成を受けている団体等についても今後も引き続いての助成を希望しているところでございます。こういったものについては漁協全体の調整を図るという観点から、経過措置を設けまして5年以内に調整を図ってまいりたいということを考えているところです。なお、その内容等の資料につきましては、説明資料の11ページに詳しく書いてあるところでございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き建設部会の関係に入りますけれども、一応皆さんからのご意見等の協議につきましては、すべてのきょうの説明を終えた後にしたいと思います。また、一応説明が終わってから休憩を取りたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き都市計画・都市整備・建築分科会のほうからひとつお願いを申し上げます。

○長谷川政敏都市計画・都市整備・建築分科会長 都市計画・都市整備・建築分科会の分科会長でございます長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、様式2の表紙をめくっていただきたいと思います。ここに目次がござ

いまして、都市計画・都市整備・建築分科会の事務事業の数でございますけども、全部で137ございまして、その中で合併まで調整をするというものが61、それから3年以内、5年以内といった経過措置を置きまして調整をするものが44、それから従来どおりというのが32という内訳でございます。それで重要事務事業調整ということでご提案しておりますのが三つの事務事業でございます、071-027都市計画決定、それから071-100市町村営住宅家賃等、071-123克雪住宅建築補助金というものでございますが、本日ご説明申し上げますのは、027の都市計画決定、それから123の克雪住宅建築補助金でございます。なお克雪住宅につきましては、当分科会の副分科会長の建築課長から説明をさせていただきます。

それでは、様式2の資料の5ページ並びにA3判のほうの12ページ、この二つによりましてご説明を申し上げます。様式2のほうに課題ということで都市計画区域の見直しという非常に簡単に表してございますけども、現在都市計画法に基づきまして都市計画区域あるいは用途地域、さらには都市計画施設といったように、土地利用でございまして都市計画施設を決定しておりますのが五つの市町村でございます。都市計画法がまだ未適用の町村につきましては、羽黒町さんと朝日村さんの二つでございます。この区域につきましては、都市計画法に基づきまして都市計画を定める場合の一定の要件がございます。少し紹介をいたしますと、例えば人口規模が1万人以上、かつ第二次、第三次産業の就業者が全就業者人口の50%以上を占めることといったような要件、それで現在はその要件を満たしていないけども、今後の発展動向から見まして概ね10年以内にその条件をクリアすることができる計画であること、それから中心市街地を形成している区域内の人口が3,000人以上であるといったようないろいろな要件がございます、その要件を満たすことによりまして都市計画法の適用ということになってございます。このように現状の都市計画区域の設定につきましては、各々の市町村単位で定められておりますことから、新市にふさわしい都市計画区域を検討する必要があるというようなことになってございます。

A3判のほうの12ページをご覧になっていただきたいと思いますけども、都市計画区域などの設定の視点でございますけども、まず三つございます。

一つ目は都市計画区域を定める上での視点でございますけども、基本的な考え方は、新市における都市計画は新都市の将来像を明らかにいたしまして一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行う必要から、速やかに一つの都市計画区域とするものとするという目標でございます。こちらのほうの様式2のほうでも同じような表現で調整をしてございます。

それから、その都市計画区域の中に用途地域というものが設定されるというのが、これが2番の説明でございまして、都市計画区域につきましては当面現行の指定を引き継ぐことを基本とする。現在のそれぞれの都市計画の決定の中では、用途地域は鶴岡都市計画区域と藤島都市計画区域の二つに存在をしてございます。それで用途地域は都市内における住居、商業、工業、その他の用途を適切に配分することによりまして、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図ることから、土地利用の区分を行いまして建築物の用途や密度、形態等に一定の制限を設定するものであるというようなものでございますけれども、現在のそれぞれ鶴岡都市計画区域並びに藤島都市計画区域の用途地域の指定はこれらの要件に合致しておりますことから、当面現在の用途指定を引き継ぐことを基本と考えてございます。

三つ目につきましては、新都市計画区域におきまして区域区分を行うものとするという方針を打ち出しております。区域区分につきましては、いわゆる線引きと言われているものでございます。その区域区分は、都市の無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図り、公共投資の効率化、農林漁業との調和を図り、都市の健全な発展を図るという目的で制度がつくられてございます。それで新市におきましても区域区分を行いまして、計画的な市街化を図るという方針を打ち出しているものでございます。鶴岡市の場合は、現在はまだ区域区分が設定されてございませんけれども、現在県が進めておりますいわゆる山形県都市計画マスタープランにおきましても、鶴岡都市計画区域におきましては区域区分を導入するという内容になってございます。この具体の作業を今現在やっております。新年度早々には区域区分が導入されることになります。それで鶴岡におきましては、鶴岡市街地、大山市街地、湯野浜市街地の三つの市街地をこの市街化区域に指定をするというような考えでございます。一方、市街化調整区域でございますけれども、農林漁業の生産環境、自然環境等との調和を保ちながら、地域の再編成などの課題に対応いたしました土地利用を図る必要から、農林漁業に関する土地利用計画並びに事業制度の活用、さらには都市計画法に基づく諸制度も含めながら総合的な土地利用のあり方を検討をしていきたいというような調整内容でございます。それで調整する時期の振り分けでございますけれども、これらの土地利用の方針につきましては、新市の総合計画との整合性も十分に取らなければならないということから、経過措置といたしまして3年以内にこの都市計画区域並びに関連する決定をしていきたいというようなことでございます。

以上でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原 元委員長 それでは、次に克雪住宅建築の補助金について、どうぞ。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 鶴岡市建築課長の安在と申します。

071-123 克雪住宅建築補助金についてご説明申し上げます。この補助事業は平成8年より朝日村のみで実施しているものでございまして、朝日村は豪雪地帯であることから、村では克雪対策を村の方針としているところでありまして、この補助事業は高齢化の進行、労働力不足から雪下ろしのいらない住宅の普及を目的としております。資料の12ページをお開きいただきたいと思います。雪に強い住宅をつくろうということで、インターネットから落したものでございます。ここにある対象住宅等記載してございますので後ほど見ていただきたいと思います。初めにちょっと訂正させていただきます。村では平成9年とここにありますが、平成8年から行っているようです。それから14ページお願いします。雪下ろしの労力の軽減ということで、落雪式、融雪式、耐雪式、高床式、こういった内容の住宅にかかる直接工事費の3分の1以内で50万を限度として補助するという内容の資料でございます。これにつきましては調整内容としまして、朝日村は豪雪地帯であることから当面従来どおり地域限定の制度として引き継ぐものとするということで調整を図っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○菅原 元委員長 それでは、次に上下水道分科会のほうからお願いいたします。

○佐藤八男上下水道分科会副分科会長 私、上下水道分科会副分科会長を仰せつかっております鶴岡市水道部の佐藤といいます。様式2の6ページ、それから説明資料15ページをお開き願いたいと思います。

まず初めに、水道事業の料金表、この中の料金体系についてご説明申し上げます。まず料金体系は各事業体に違いがそれぞれございます。そこで鶴岡市、温海町、月山水道企業団につきましては口径別、用途別の併用を行っているところでございます。ほかに羽黒町につきましては口径別のみ、また櫛引町、朝日村につきましては用途別をみの料金体系となつてございます。そういった中で調整の内容につきましては、料金の統一に合わせて鶴岡市、温海町、月山水道企業団の例によりまして、口径別料金体系を基本に統一をしたいということにしております。その経過措置期間であります、5年ということで調整を図っております。

次に、説明資料16ページをお開き願いたいと思います。この16ページの資料の中段に、棒グラフで各事業体の料金が記載されておりますので、それをご覧になっていただきながら説明をさせていただきます。この料金の比較でございますが、家庭用口径13ミリの場合に限って設定をしております。10立方メートルで一番低い料金となっておりますのが鶴岡市の1,459円、一方最も高い料金設定が朝日村、それから月山水道企業団で2,100円、倍率にいたしますと最低と最高が1.4倍、金額にいたしますと641円の格差がございます。もう一方20立方メートルで見ますと、最も安いのが温海町の2,940円、最も高いのが月山水道企業団、倍率にいたしますと1.5倍、額にいたしまして1,470円の格差がございます。この調整内容につきましては、現行のまま新市に引き継ぎまして、新市での水道事業計画、これは財政収支計画、あるいは施設整備計画などを含んでいる計画でございますが、これらをまず策定いたしまして、その上で検討し統一料金を図っていきたい。経過措置といたしましては、これも激変緩和措置ということで5年以内ということで調整をしたいということにしております。

次に、説明資料の17ページをご覧いただきたいと思います。水道加入金の状況でございます。これにつきましては、名称、金額、算定基準に相違がございます。また、中には温海町さんであります、加入金制度を導入していないという団体もございます。したがって、これにつきましても料金と同様に現行のまま新市に引き継ぎ、新市に移行後水道料金の統一に合わせて調整を図る。調整期間は料金あるいは料金体系と同様に5年以内ということで調整期間を定めております。

以上です。

○菅原 元委員長 それでは、次に、どうぞ。

○後藤光博上下水道分科会長 鶴岡市下水道課長の後藤でございます。

様式2の7ページ、8ページについてご説明申し上げます。7ページの管理番号073-190公共下水道受益者負担金決定業務でございますけれども、資料18ページをご覧いただきたいと思ひます。負担金の額、それから単価等各市町村それぞれ違っております。鶴岡市は面積割だけでございますけれども、一戸当たり、それから1戸当たりと面積の両方併用しているもの、それから汚水ますの設置基準に関連するものも

ございます。この受益者負担金の調整内容につきましても、負担金は一度限りの賦課ということになっておりますし、それから農集などでは既に賦課が終わっているというところもございますので、負担金額の算定方法は現在のまま当面従来どおりとしたという調整内容でございます。

続きまして、管理番号 073 - 213 排水設備等改造補助金でございますけども、この制度がございますのは鶴岡市と朝日村だけでございます。資料の 19 ページをご覧くださいと思います。鶴岡市の補助制度は、供用開始しましてから 1 年以内に水洗化をしていただきますと 3 万 5,000 円、1 年を超えて 3 年以内に水洗化していただきますと 2 万円を支給するというものでございます。朝日村の補助制度につきましては、宅地内の排水設備工事が 30 メーターを超えた分、例えば 50 メーターですと 20 メーター分の工事費の 2 割を支給するというものでございます。この制度は水洗化率向上のために非常に有効であるというふうに考えられますことから、7 市町村すべてを対象にしまして、合併までに制度内容を統一して実施していきたいとしたものでございます。調整の内容につきましては、朝日村の補助金が平均で大体 2 万 5,000 円ぐらいであること、それから全市町村を対象にするということで 1 年以内に水洗化していただいた場合は 3 万円、3 年以内であれば 2 万円というふうにしたものでございます。

続きまして、管理番号 073 - 214 排水設備等改造利子補給業務でございますけれども、これはすべての市町村で制度化されております。資料の 20 ページをご覧くださいと思います。幹旋の限度額に 100 万円から 300 万円という差がございますし、さらに償還期間につきましても 4 年から 10 年の差があります。この制度も水洗化率向上のために非常に有効な制度ということで、合併までに制度内容を統一して実施していきたいというふうに考えます。調整内容につきましては、幹旋限度額が 120 万円、これ藤島町さんが 300 万円でございますけども、排水設備改造以外の住宅の改造に使ってもよいということで、例えば 300 万円借りて排水設備のほうには 100 万円なんだけれども、残り 200 万円は玄関を直してもいいというような融資幹旋のようでございます。今回の調整の中ではあくまでも排水設備の改造ということで 120 万円の限度額としたものでございます。それから償還期間につきましては、一番多くの市町村が採用している 5 年といたしました。それから利子補給につきましては、1 年以内が利子の全額を補給します。1 年を超え 3 年以内は利子の半額を支給します。それから 3 年を超えるものについては幹旋のみとするものでございます。これの櫛引町さんにつきましては、利子の 2 分の 1 について何年後でも融資幹旋した場合は補給するというになっておりますが、下水道法では 3 年以内に水洗化しなさいというふうな文章がございますので、3 年を超えたものについては幹旋のみとするものでございます。また先ほどの補助金制度、管理番号の 213 ですが、この 214 と両方の制度を使えるというものではなくて、どちらか一方を選択していただくという制度でございます。

資料 22 ページをご覧くださいんですけども、右側のほうになります。補助金制度、融資幹旋制度を先ほどの調整案で実施したとき、どのぐらいの財政負担になるのかということシミュレーションしたものでございます。この水洗化戸数につきましては、各市町村の計画に基づいた数量を使用しております。一番下の総合計金額でございますが、これで平成 17 年から 23 年の 7 年間で約 1 億 6,500 万円の財

政負担になるというふうな結果でございます。それからこの計算に当たりましては、利子補給の利用率を20%、それから補助金の利用率を60%と見込んでおります。残りの20%につきましては新築とか、3年を超えたものについてはこれらの制度が適用されませんので、トータルで80%の人が利用するという計算になっております。

続きまして、様式2の8ページ、073-250集落排水分担金につきましては、073-190の公共下水道事業受益者負担金と同じ調整内容でございまして、従来どおりの運用とするものでございます。

それから、管理番号073-269排水設備等改造補助金交付は、管理番号073-213の公共下水道と同じ調整内容としたすものです。また、073-270利子補給につきましても、073-214公共下水道と同じ調整内容とするものでございます。

以上でございます。

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

以上できょうの農林水産あるいは建設部会の項目の説明は終わりましたけども、ここで3時10分まで休憩いたします。再開次第、皆さんからご意見等いただきたいと思ひます。

(休 憩 午後2時57分)

(再 開 午後3時10分)

○菅原 元委員長 それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

それでこれまで農林水産、建設両部会の調整内容につきまして一通りご説明を受けましたので、これよりそれぞれ分科会単位で事務事業ごとに協議していきたいと思ひます。初めに、農政分科会のこの目次でいきますと管理番号041-2003の水田農業構造改革対策配分事務について、それぞれこういうふうに1項目ずつ皆さんからご意見、ご協議をしていきたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、農政の関係で2003の水田農業構造改革対策配分の関係で皆さんからご意見あるいはご質問等いただきたいと思ひます。

○富樫達喜委員 転作の配分率については、かなりいろんな意見、考え方があってすぐにどうこうという問題は非常に難しいと私も思っています。したがって、5年以内の経過措置ということもやむを得ないのかなという感じがしています。ただ独自カウントについて現状どうなっているのか、例えば有機カウントあるいは直播カウントといういろいろあると思いますが、その辺各市町村どのようになっているんでしょうか。

○菅原 元委員長 それでは、今富樫委員からありましたように、現在のカウントについて説明をいただきたいと思ひます。

○鈴木喜一郎農林水産部会副部長 栽培方法によってカウントを考慮するというふうには今計画されているのは全市町村行われております。ただし、三川町さんのほうはま

だ回答いたしてごさいませんのでわかりませんけども、栽培方法の考慮はするという方向を捉えております。それから、品種の考慮、例えばコシヒカリとはえぬき、その他の品種で単収が違うわけですから、そういう形での考慮をするというふうに答えているのは、櫛引町さんは考慮するというごさいますが、あとは考慮はしないという捉え方のごさいます。全品種統一という捉え方です。直播のカウントは栽培方法の中にありますので、考慮するというふうになります。数字については、今パーセントでは出ておりません。これは各市町村と県とのやりとりのメールの中から拾っているものでごさいますので、ただ直播については温海町さんはまだわからないという段階ですので、もうちょっと時間をいただきたいと思います。

○**富樫達喜委員** せめて有機カウントぐらいであれば、全部一緒に統一したカウントでいけるのかなというような感じはして見てますけども、了解しました。

○**呼野祝二委員** 今後の進め方が面積から数量という中で、それをうまく調整する機関として第三者機関的組織と載ってありますけれども、これらの具体的な構想等がもし発表できる範囲内ありましたら、どのような機関というか構成メンバーで組織化を考えられるもんですか、その辺ちょっと。

○**鈴木喜一郎農林水産部会副会長** 先ほども申し上げましたとおり、現時点では16年度に向けてはまだそのような設置はごさいません。考えるとすればということでごさいますけれども、鶴岡市としてはそこまで考えなくともいいのではないかと、つまり推進協議会で十分事足りるという判断をいたしてごさいますけれども、皆さん方からも早く農協と相談するようにということで第3回目あたりにご意見をいただいているわけでごさいますけども、まだそこまでいってごさいませんので、ちょっと今わからないというのが実態でごさいます。よろしく願いいたします。農協等の意見も相当必要だと思います。

○**鈴木正士委員** ちょっと確認ですが、17年から統一の配分率になるのか、18年からですか。合併17年の3月やった時はその前に決まるのですか、それとも…。

○**鈴木喜一郎農林水産部会副会長** 今の米改革大綱では18年をひとつのスパンにしているわけですが、この合併にかかわる件からしていきますと、5年以内に調整を図っていききたいというところが内容になっているところでごさいます。ですからそこで一本化できるかどうか、こういうことについてはまず皆さん方からもご意見をいただいて、その選択の道もごさいますので、ご検討させていただきたいと思います。ご意見をいただいきたいと思います。

○**鈴木正士委員** 県の配分は17年から統一なるか。

○**鈴木喜一郎農林水産部会副会長** 合併すればその後から…。

○**鈴木正士委員** 18年になりますね。

○鈴木誠次農政分科会員 通常11月か12月ころに配分が来ますので、この時点ではまだ合併なっていないわけですので、おそらく18年度分からになるかと思います。

○鈴木正士委員 若干の面積違ったのは修正来ますね、全然来ませんか。それでは18年という解釈でいいですね。

○鈴木誠次農政分科会員 ただはっきりはあれですけども、今までの経過からいくとおそらくそうだろうと。

○鈴木喜一郎農林水産部会副部長 ただ今の件は、公の場で新市一本で出すというところまではいっていませんが、一応メールの回答の中ではそういうような情報が入っているという内容で申し上げたところです。

○鈴木正士委員 さっき富樫委員さんからも言われましたように、今はどのくらいあるのかわかりませんが、例えば大豆なんかの輪作体制を取っている集落なんかありますとあまり面積を動かされますと大変なものですから、その辺微々たるものは別としましても、例えば三川の青山地域というところでやっているんですが、そういうところは何年で1回転と決めているものですから、今ここで出されたような5年云々というのが妥当でないかと思います。

○鈴木喜一郎農林水産部会副部長 確かに今畑地化事業も行われているわけですので、そういうところも考慮しながら、この年度の設定をしてみたところです。

○菅原 元委員長 ほかにございませんでしょうか。

この7市町村の中で、やっぱり転作には反対だし、協力はしないという、そういうものは相当あるんですか。

○鈴木喜一郎農林水産部会副部長 全体を調査はいたしてございません。そういう点では鶴岡市のところを申し上げてまいりたいと思いますが、今委員長さんが申し上げたような内容は出てくると思います。そういうことで昨日担当の皆さん方が話し合っている内容をお聞きしますと、そういう方々というところとちょっと変な言い方になりますけども、鶴米さんとか東北食糧さんとかあるいは独自で販売している方々への説明というものはよくやらなければならないだろうと。これは旧食糧事務所が今本気になってやっているわけですので、それらと十分話し合いをして対処していかなければならないだろうというふうに考えます。

○菅原 元委員長 それでは、事務局の土田さんから、今意見出たものをどういうふうに整理していくのか、若干もう一回説明してもらったほうがいいのではないかなと思いますので。

○土田宏一事務局調査計画主査 冒頭、協議の進め方の中で若干説明を申し上げました

が、今各事務事業ごとに皆様から意見をいただいておりますが、１本１本の事務事業につきまして、事務局側で重要事務事業協議状況報告書という形のものを記録といたしますか、まとめるということにしております。ですからこれをそれぞれの専門小委員会で作りまして、ある程度協議が進む状況を見ながら法定協議会のほうに全体的に報告をすると。法定協議会の中でも各専門小委員会の意見を踏まえながら全体で協議をするという形にしておりますが、その報告書につきましては例えばですが、今回皆様からいただいた意見については、先ほど言いました報告書としてこんな形でまとめましたということで次回提出をするというような考えをしております。こういった意見が出ました、部会のほうで検討した調整案で概ね了承の状況であったという形で、概略といたしますか、意見を全部羅列するか、何らかの形で皆さんの意見を踏まえた形で報告書を作成し、皆様からご確認をしていただき報告をしていきたいというふうに考えています。

○菅原 元委員長 それで例えば今の富樫さんの意見なんかあったりすれば、その調整内容の中でまた追加をして、そういうふうに協議会でもこういう意見がありましたということはできるわけですね。

○土田宏一事務局調査計画主査 これはなかなか難しい言い方なのですが、分科会のほうで作成した調整内容が概ねいいということに対して、調整内容を少し変えろと、再検討しろという場合若干ニュアンスが違いますが、概ねよろしいと、ただこういったことも将来的に加味して具体的な調整内容を実施するときに考えてほしいというような附帯意見といたしますか、そういったものと若干使い分けがあるのかなというふうに思っておりますので、簡単に言って申しわけないのですが、分科会のほうで検討した調整内容でよろしいですかと、もし再検討なり変更のものがあるかないかと、それから附帯してこうしたことも合わせて検討してほしいとか、その辺を確認して議事を進めてもらえればいいかなというふうに思います。

○菅原 元委員長 ほかにご意見ありませんでしょうか。

それでは、また来月の５日にも話し合いされるわけですがけれども、この２００３の水田農業構造改革対策配分事務につきましては、事務局でこういうふうに案が出ておりますけれども、大体このような線でよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○菅原 元委員長 それでは、次に４００７の産直施設支援業務につきまして、それぞれ皆さんからご意見等をいただきたいと思います。

特に先ほどの説明の中では、これから立ち上げます朝日村の関係も話されておりましたし、そこら辺との兼ね合いもありますので皆さんからご意見等いただきたいと思います。

特に公設民営に対する考え方、それぞれこの調整内容ですと独自運営ということになっておりますけれども、そこら辺についてのご意見等はないでしょうか。

○大瀧常雄委員 今、最終的には独自運営をするんだという話でありますけれども、ちまたの話を聞きますとかなり町費も入って運営が厳しいという産直もあると聞いておりますけれども、5年間の経過措置ということではありますけれども、そういった中で自助努力でやっていくと、そういったきちとした指導をしていかないとうまくないと思いますので、その辺のことについてはやっぱりこれは公設民営という形でできたものであっても、ちゃんとしたものを指導していかなばならないと思いますので、その辺のことも踏まえたことでやってもらって、そういうことで基本的にはやはり自分たちのものは自分でやるんだという、こういう基本というのは私は賛成です。

○井上時夫委員 朝日はこれからできて、今言われたように公設民営でやるわけけれども、全然売り上げもまだわからないし、心配な面がいっぱいありますので、先に行っているところの状況などを聞かれれば大変ありがたいと思いますが、わかりませんか。

○大瀧常雄委員 やはり独自運営ということになると、私はしゃきっとの会員ですけども、15%が使用料なんです。その中で運営していくとすとなれば、当然運営できなければ手数料を上げるしかないということになるから、結局その辺のことだ、財源がないんだから、それでするしかないんだ。

○菅原 元委員長 手数料なんかも施設によってまちまちだし....

○大瀧常雄委員 運営される範囲内でやるんだという形にすれば....

○呼野祝二委員 ほとんど第三セクター的なものの運営になっているでしょう。事業主体は町とか市とか村とか書いてあるけれども、実際はみんな民営的なものというか、例えば別の機関、組織に委託して町や市がそれなりに応分の補助するというか、運営費を助成するという、そういうやり方が実態なんでしょう。

○菅原 元委員長 組合を組織して。

○榎本政規委員 鶴岡のは14年度が146万4,000円で、これはソフト事業が主ですけども、櫛引町さん温海町さんの、おそらくこれは朝日村さんもそうなるんでしょうけども、施設の管理運営費が行政の持ち出しなわけです。だからこの辺が独自運営のときに、完全に民間サイドにもうすべてこれも出さないという、独自運営というのはそういう形にならなければ独自運営にならないわけですから。なおかつ行政財産なもんですから、あるいは町の持っている普通財産だから、賃貸借で貸すということになればこれプラスアルファの経費が生産者にかかってくるという考え方なんです。完全に公設民営とは言いながらも、公設の部分でもなくなるという考えを持っていかないと、単なる貸館だけだということまで5年以内に指導していくという方向でやるわけですか、5年以内にそういうふうな形を取りたいと。朝日村は現実的に補助金の問題等あって5年以内と言われても非常に難しいところがあるのかもしれませんが、三川町さんはこれ22万円しか出ていないということは、おそらくソフト事業

くらいしかないんじゃないですか。

○**鈴木喜一郎農林水産部会副部長** 分科会の中でもこのことは非常に議論になってございます。確かに自主運営ということになりますれば、減価償却から始まって公租公課云々まで見なきゃなりませんし、鶴岡のしゃきっとの実態を見ますと、約400万強支払いを賃貸料として出しているわけでございますから、ただ今榎本委員さんが言われましたように、経営指導というか経営的なアドバイスをずっとやっていかないとこれはそう簡単にはできないというふうに思います。そういう点では現時点でどういうふうになっているかというところはまだ調べてございません。ですから5年以内に何とか自主運営に持っていこうではないかと、こういうことで話し合ったところでございますし、分科会の中でも例えばでございますけれども、櫛引町さんの場合にはそういう方向も今検討しているという話も出たところでございますので、そういうものも参考にしながらこの5年というものを、最大のところをまず考えてみたというところでございます。確かに現状把握まだなっておりますので、そのところは無理があるかもしれません。しかしこれからの方向からすれば、自主運営で自らの形で生産から販売のところまで利用者の方々からご努力もらうことで活性化ができてくるというふうに思います。

○**榎本政規委員** 議会的な発言になってしまうんでしょうけども、私も元農業だったから、農業者の見方をしたんですけども、議会の中には商業関係もいるもんですから、どうしても農業分野というのは非常に手厚く守られているというのが、議会の中の商業関係とかそういう農業に関係のない人から見れば、非常に厳しい意見が出てくるという可能性が出てくると思うんです。こういう問題が、利益を生む施設を公的機関が維持管理費まで全部やって生産者に利するような形を取っていいのかということが必ずこれから出てくる。要するに受益と負担の関係というのが当たり前の世界になってくると思うんです。これをきちっと説明して行ってやっぱりいい方向に持っていくのがいいと思うけども、施設まですべてその人方に買い取れというわけにはいかないとしますので、その辺は賃貸借でいたしかたないところだけでも、今しゃきっとの話出ました、これだけの経費がかかりますということを事前に説明しながら産直の組織をきちんと育てていかなければならないと思います。これは意見としてです。

○**菅原 元委員長** 公設民営の場合は、建物も土地も全部今のところただというとおかしいけども、そういうことでできているもんだから、それを5年以内で様々こうするとなかなか組合員にしても相当新たな負担も当然出てくるもんだから、その辺どういうふうになっていくのかという心配な部分もあるのだ、櫛引の場合はそういうふうに様々法人化にしていこうという話もあるんですけども。

どうでしょうか、こういう内容でまず進むということはどうですか。

(「はい。」という声あり)

○**菅原 元委員長** まず独自運営でということでこの第三小委員会では調整していくということでございます。

それでは、次のグリーンツーリズムの関係では、皆さんからどんなご意見がありますでしょうか。

○**榎本政規委員** 1点だけ。これ櫛引町さんの方式でやることには私全く異議ありませんけども、負担割合県全額というのは当分もらえるんですか、それとも13年、14年度だけなんですか。県からももらえるんでしたら、ずっとこのままもらってたほうが、その辺。

○**鈴木喜一郎農林水産部会副会長** 多分、年度は指定されているというふうに判断されますし、ちょっと事業名等々も私調べておりませんでしたので、ご了承願いたいと思います。

○**榎本政規委員** ぜひもらえる方向で頑張ってください。

○**平藤久喜農林水産部会員** 櫛引町では今まで補助事業ということで実施していましたが、具体的には16年度以降についてはこの事業は終了でございまして、町で実施する考え方で今のところいくということで調整をしております。この調査の時点では、県の補助ということで記載させていただいたということです。

○**菅原 元委員長** ほかにございせんでしょうか。

それでは、5305のグリーンツーリズム活動支援事業につきましても、このような調整内容で進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**菅原 元委員長** それでは、9001の市町村単独土地改良事業補助金業務につきまして皆さんからご意見等をいただきたいと思います。

○**富樫達喜委員** 実施をしている市町村で大体年間どれくらいの件数あるんですか。総額で大体どれくらいになるのか、内容についても。

○**山本益生農林水産部会員** 件数まですべては押さえていないんですけども、実績でいいますと、鶴岡の13、14年度が約310万ほど、それから羽黒町で13年度78万、それと14年度120万、朝日村で13年度250万、それから14年度200万円ぐらい。年度によってかなり差があるんですけども、実は災害というふうには書いてないんですけども、次の項目が災害の補助を超えた部分を補助するということになっているもんですから、一部そういうものも含まれるかと思いますがけれども、このような状況です。

○**富樫達喜委員** 土地改良事業というと小規模なものというのはなかなか対象になるものが非常に少ないもんですから、こういう今までずっとやっているものをあえて今なくするということはないと思いますので、ぜひ続けてもらえば非常にいいのかなと、

そんなふうに思います。

○井上時夫委員 私もそう思います。実は朝日は地滑りがいっぱいあるもんだから、豪雨なんかのとき特に小沢というか、そういうところが崩れて農道通られなくなったり、水路もまた落ちたりして、ぜひともなくしないようにして欲しいなと思います。経過措置でいくようですけども、その後も皆さんに上手に振り分けるようにしてもらいたいと思います。

○菅原 元委員長 調整内容の文言についてこれでよろしいでしょうか、新市において制度内容について検討するという文言になっておりますけれども。

○鈴木正士委員 新市で制度を存続すると書いてある、大きいほうの４ページには。

○富樫達喜委員 こういう方向でいいと思います。

○菅原 元委員長 いいですか。

(「はい。」という声あり)

○菅原 元委員長 それでは、小規模災害復旧工事補助金業務の９３０１につきましてよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○富樫栄一委員 委員長、この９３０１の単独災害復旧工事の関係市町村、鶴岡、櫛引、朝日村の４市町村とあるけれども、３市町村の間違いではないか。

○菅原 元委員長 ３市町村の誤りですので訂正をお願いします。

それでは、そういうことで訂正をお願いして小規模の関係ではそのようにひとつお願いしたいと思います。

それでは、林業関係の０１５の住宅等建築資金貸付事業につきまして、皆さんからご意見等をいただきたいと思います。次の０１６、町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金についても一緒に皆さんからご協議いただきたいと思います。

○井上時夫委員 これはうちのほうばかりだようですし、１３年度は使っていないようですので、あるに越したことはなかろうけども、こういうあれですので、次と一緒にするような形でいいのではないかと思います、この案で。

○榎本政規委員 業務上の課題のところ、新市における対象エリアの検討が必要であるというのは、上では温海町、朝日村に限定した制度とするというけども、これは朝日、温海に限らず広げるという考えを持ってこういう文章になっているんですか。

○**安達文一林業分科会長** あくまでもこの事業そのものが朝日村だけの事業、温海町だけの事業ということで捉えてきたわけですが、新市になったときの温海さんの場合もあったわけですが、町外というものの扱いがあったもんですから、そんなふうな状況の中で、課題の中では一応検討したという状況で、このような表現になっているということです。

○**榎本政規委員** そういうことによって、将来は温海町さんで町外に建築される場合という対象者の中に入っているわけですが、先ほど対象者が施主及び町内の製材業者、ただし町外に建築される場合は町内の製材業者ということで、将来的には施主に限定しようということですので、温海町の人が鶴岡に建てる場合も広がっていくという可能性はあるわけですか。

○**安達文一林業分科会長** まだこれから具体的に検討の課題の余地が十分あるということで今我々も考えていますので、しかしながら今現状のいろんな条件の中ではまず朝日、温海に取りあえず限定をして合併までに対応したい。しかしながら、これが新市になったときにはやっぱり新市という一つの大きなエリアの中でも継続していく必要性というものは十分認識をしながら、我々も今合併までの措置としてはまず両町村に限定をしたいということでの考えであります。しかしながらまだこれも具体的に温海町さんの例を基本にやるというような条件の中で、町外への扱いについてはまず今のところ一気にこの部分については外せない部分もあるのではないかなということで今議論を重ねているところで、温海町さんに限定しては経過措置が必要なのではないかなということも考慮をしているところでございます。

○**菅原 元委員長** それでは016は、文言は平成17年から温海町、朝日村に限定した制度とすると、これでまずいきたいということ…。

○**呼野祝二委員** ちょっといいですか。新しい市になった場合の対象エリアの関係で、対象者、今の場合は限定といいますけれども、町内の製材業者というのは何かひっかかるような気がするんです。新市というかエリアを拡大するんでしたら、そのような文言にならないと一貫性がないような気がしますけども、その辺の関連性はどんなものでしょう。

○**安達文一林業分科会長** これは温海町さんの例ということで、温海町さんでは町内に建てる場合については施主に支払いますと、しかしながら温海町の方があつみ杉を使って町外に建てる場合は町内の製材業者さんに支払うというような、そういう経過できているというようなことでありますけども、今いろいろ検討されておりますのは、まず製材業者さんとかそういう部分については回り回って自分の営業という部分になりますので、まず基本的には町外に建てる場合であっても施主に支払ってもいいのではないかなという話では今進んでおります。

○**鈴木正士委員** 例えば私三川ですけども、三川で温海に山林ありますと、自分の木を切ってやるにしても該当ならなくなるわけですね、当面は。そういう町外の山林所有

者って結構いるもんでしょう、市町村以外というのは。私は別に関係ありませんけども、いろいろ出てくると思うもんですから、その辺も調整お願いしたいとだけ言っておきます。

○富樫栄一委員 この件につきましては、温海町議会と新潟県の山北議会が全国で山が荒れているということで森林交付税創設に向けて、今は全国的にやっていますけども、これを考えて山北のほうでは森林組合が一生懸命山の手入れしていると、きれいな山です。温海に来ると手入れが行き届いてない。そんなことで創設資金も温海町に年間3,000万円ぐらい来ているか。それが山林の整備につながる。そういう意味におきまして温海の森林組合出てきますけれども、製材部門で赤字が出たもんですから合併ができなかった、そういう経過もあります。そして土地造成やったもんですから、都会からUターンする人に対する補助という意味がありましてこの制度を設けたということでございますので、ぜひとも山を持っている市町村は山をきれいに、また酸素の供給源でもありますので、これだけはぜひ続けていただきたいなと思います。

○菅原 元委員長 前のこの専門小委員会でも林業の振興という中で、やはり地場産のものを消費するということで榎本委員さんのほうからも提言ありましたけども、こちら辺の関係でしますと、新市全体の考え方もやっぱりあるのではないかなという感じはしますけども、その辺はどうでしょうか。林業全体を振興するという意味では、この部分は大事な部分だと思うんです、特に中山間の関係もありますし…。

○榎本政規委員 農山漁村整備課長さん来ていますので、鶴岡のネットワークだとか、制度としてはないんですけどもネットワークとかあって、今地場産材を使うということで三川町さんに山はないけども、東郷小学校を木材で建てるような形もあるし、エリアの拡大も含めて新しい市になった場合、確かに今富樫さん言われた温海町の事情はわかるけども、将来的には新しい市全体に拡大していったって、地場産材を使うということであれば、私はいいのでないかと思いますけども、その辺。

○山本益生農林水産部会員 今、地元産材の活用方法については、県が5年間、2,500万を限度に1%補給をすると、単純に計算して2,500万借りると125万の補助金が出ます。そのほかに森ネットから0.1%の利子、これも低減措置があります。こういう状況の中で、今榎本委員さんからありましたけども、すべてをここで全市適用するということが果たしてどうかという問題もあったもんですから、とりあえず今までやってきた朝日村さん温海町さんについては継続措置として先ほど言ったように森林を守るだとか、それぞれの特別施策展開をしておるわけですので、限定をさせていただきたいと。ただ今後の施策の中での森林を守ることから言えば、今後検討せざるを得ないような状況かもしれません。現時点ではすべてを対象にして補助金を出すことについては今後の課題とさせていただきたいと思います。

○菅原 元委員長 それでは、文言につきましてはどうでしょうか。

それでは、この016町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金並びに015も関係あると思いますけども、この内容で進めていきたいと思いますが、どうでしょ

うか。

（「異議なし。」という声あり）

○菅原 元委員長 それでは、０６４の森林組合指導育成事業につきまして、皆さんからご意見等いただきたいと思います。

○榎本政規委員 組織の統合については、これは別の問題だから、この新市の中でどう将来に向けてするというわけにはいかないんだろうと思うけども、行政とまた違うところですので、温海の森林組合と出羽庄内森林組合とは、それというのは避けて通られない問題で、経過があって私重々その中身、組合員なんでわかっていますけども、その辺はこれ何かに入れておかなくていいのでしょうか、指導育成事業の中に。

○山本益生農林水産部会員 組織そのもののあり方について、今農協さんの話も出ているし、その他土地改良区もあるわけです。その中でこの合併に対してここを行政が素直に書くということについては、別の組織の問題でありますので、この合併協議会として書くのはどうでしょうか。ただ私ども文言としては全体のこれからの経営体の問題、それから運営している組織の問題、その辺については新規に施策の中でうたっていますけれども、ここの調整のところには当たらないのかなというふうに認識をしておりますのでよろしくお願いいたします。

○菅原 元委員長 それでは、この森林組合の指導育成事業につきましては、このような方向で進めてよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○菅原 元委員長 それでは、００７の水難救済事業につきまして、皆さんからご意見等いただきたいと思います。

このことにつきましては、それぞれ温海町と鶴岡市の関係でもありますので、このような方向で進めてよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○菅原 元委員長 それでは、０２５の内水面漁業振興事業費補助金につきまして皆さんからご意見等をいただきたいと思います。

ご意見ありませんか。

（「ありません。」という声あり）

○菅原 元委員長 それでは、管理番号０２５もこのような内容で進めていきたいと思っています。

それでは、５ページの０２７都市計画の関係で皆さんからご意見等をいただきたい

と思います。
いいですか。

(「はい。」という声あり)

○菅原 元委員長 それでは、次に１２３の克雪住宅建築補助金につきましてご意見等
いただきたいと思います。

(「これでいい。」という声あり)

○菅原 元委員長 それでは、管理番号１２３もこのような調整内容で決定したいと思
います。

それでは、水道事業関係の料金について皆さんからご意見等いただきたいと思いま
す。

○富樫栄一委員 この料金表を見ると温海は使えば使うほど安くなるというようなこと
で、うちのほうに温泉の旅館が大きいのが二つありますけども、今現在合計で年間７
００万から８００万の水道料金取られている。これが鶴岡市方式になりますと物すご
く高くなっていく。やはり使用料とかは合併に際しては安い方向になって、例えば水
難救済会の救助員の報酬が８，０００円から１万５，０００円になると、報酬は高く
なれば高くなるほど合併するときはいいいんだけども、使用料が高くなるということは
どこの市町村も大変だと思う。ぜひとも安い方向にやっていただきたいなというよう
なことを期待します。

例えば今水難救済会の案として数字が出ていますけども、水道料金の改定の案とい
うのは出ていくんですか、まだ白紙状態なんですか。さっき水難救済会の報酬のほう
は案として数字出ています、本部長８万３，０００円とか、そういうような数字、例
えば水道料金改定で事務レベルでどのような作業になって、その数字が出てきている
のか、まだ全然出てきていないのか、その辺はどうなんですか。

○佐藤八男上下水道分科会副分科会長 結論から申し上げますと、そういった試算表は
現在作ってございません。と言いますのは、先に１４年度の決算状況を各市町村から
頂だいし、その分析はしております。ただ水道料金の設定をする場合に、まずひとつ
は先ほども申し上げましたけれども、今後数年間の財政収支状況並びに施設の改良を
含めた整備状況がどのようになっているかということを十分精査をしないと、料金の
目安を出したときに後でその数字が一人歩きをして非常に住民に混乱を招くというお
それがありますので、それにつきましては十分今後精査をし、作成するあるいはしな
いということで進めていきたいというふうに考えています。

○菅原 元委員長 どうでしょうか、この水道料金の関係ではこういう文言でよろしい
でしょうか。

(「はい。」という声あり)

○菅原 元委員長 それでは、次に水道加入金の関係もこの文言でよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○菅原 元委員長 それでは、次に１９０の公共下水道受益者負担金決定業務につきまして、ご意見等いただきたいと思います。

○榎本政規委員 今まで経年経過してきた経過があるので、各市町村ともここに書いてあるとおり当面従来どおりしていけないと、前やった人と後で負担が大きく違ったとなれば、先にいっぱい払った人は頭にくるだろうし、これからいっぱい払わなければならない人も頭にくるだろうし、これは当分の間各市町村ともある一定の面整備が終わるまでは従来どおりせざるを得ないんじゃないですか。

○富樫達喜委員 大体今７市町村の中で下水道整備の最終はいつごろになるんでしょうか。

○後藤光博上下水道分科会長 一番遅れておりますのが鶴岡市でございまして、大体平成２７年を最終目標年度にして事業を進めております。集落排水事業につきましては鶴岡はもっと遅くまでかかるかと思います。

○菅原 元委員長 それでは、１９０につきましてはこのような文言でよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○菅原 元委員長 それでは、次に２１３の改造補助金につきましてはどうでしょうか。いいですか。

（「はい。」という声あり）

○菅原 元委員長 それでは、先ほどの調整内容、ここに掲載されておりますけれども、合併７市町村を対象とした業務として合併まで実施するというので、こういう文言で決定したいと思います。

それでは、次の２１４公共下水道排水設備等の改造、これは一緒ですね。これはこのまま進めたいと思います。

それでは、次に集落排水関係はどうでしょうか。

それではこれも、２６９も２７０もこの文言でよろしいですね。

（「はい。」という声あり）

○菅原 元委員長 それでは、以上できょうの農林水産関係あるいは建設関係での重要

事務事業項目につきまして皆さんからご協議いただきました。残りの部分につきましては来月2月5日に行いますけども、ほかに何か皆さんから総じてご意見等あればこの場で受けたいと思います。

○**鈴木正士委員** さっき産直施設の云々というのはそのまま決めたようですけども、補助している各市町というのは多分収支報告書をいただいておりますので、十分吟味して期間等決定をお願いしたいと思います。

○**菅原 元委員長** それでは、今回の相違点の調整につきましては、この辺で閉じてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

(2) その他

○**菅原 元委員長** それでは、(2)のその他で何かありませんでしょうか。

○**土田宏一事務局調査計画主査** それでは、次回の専門小委員会ですが、建設部会の重要事務事業が残っております。2月5日3時から、ここ鶴岡市中央公民館で行いますのでよろしくお願いします。その前に合併協議会が午後1時からございます。

○**菅原 元委員長** 委員の皆さんから、何かありませんか。

4 閉 会(午後4時18分)

○**菅原 元委員長** それでは、予定された時間4時半ということでございますけども、若干早目ですけれども、きょうの会議を終わりたいと思います。それぞれ委員の皆様には大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。